

平成14年第1回教育委員会記録

平成14年1月9日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成14年1月9日(水)午後2時01分～午後3時35分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員長 宮 坂 公 夫
職務代理者 委 員 大 藏 雄之助 委 員 安 本 ゆ み
教育長 與 川 幸 男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松 本 義 勝 庶務課長 佐 藤 博 継
学校運営課長 佐 野 宗 昭
学務課長 森 仁 司 施設課長 小 林 陽 一
指導室長 工 藤 豊 太
社会教育 荒 井 健 一 中央図書館長 古 川 正 司
スポーツ課長 伊 藤 俊 雄 中央図書館 次 長 杉 田 治
社会教育 センター所長 法 規 主 査 能 任 敏 幸

事務局職員 庶務課係長 小 今 井 七 洋
担当書記 手 島 広 土

傍聴者数 3 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第1号 杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- 議案第2号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第3号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第4号 杉並区立学校校外施設の廃止について
- 議案第5号 杉並区立社会教育センター審議会の廃止について

(報告)

- 四宮教職員住宅の廃止について
- 杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の整備について
- 新1年生の就学通知発送について

学校教育における B S E 対策の取り組みについて
教育委員会後援名義承認について
「杉並区中学校対抗駅伝大会21」結果報告について

委員長 ただいまより平成14年第1回教育委員会定例会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いしたいと思います。本日の議案は5件、あと報告事項があります。議案第1号「杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、議案第2号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、議案第3号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の3件について審議をお願いいたします。議案の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 議案第1号について説明いたします。杉並区教育委員会会議規則の一部を改正する規則ということで、これは教育委員会の会議の公開についての規則の定めです。2枚目の裏をご覧ください。新旧対照表が載っていますが、これまで第13条ということで「会議は公開とする」以降、その他の部分についても旧規則の中では規定していたものを、今回削除するというものです。会議の公開をしないのかということではなく、地教行法の第13条の改正があり、この中で新しい法律の中の規定として「会議は公開とする」ということと人事に関する事件、その他の事件については「委員長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数決で議決をしたときに公開しないことができる」、「委員長または委員の発議は討論を行わないで可否を決する」ということで、地教行法の改正があったので、杉並区の教育委員会規則は法で定めているものを改めて定める必要がないということから、規則そのものを削除するというわけです。

議案第2号、杉並区教育委員事務局処務規則の一部を改正する規則ということで、これも先ほどの地教行法の関連ということでして、地教行法の中では教育行政相談事務を行う職員の指定ということで、「事務局の職員から教育行政に関する相談事務を行う職員を指定して、これを公表する」、「教育委員会の職務権限に教育行政に関する相談を明記する」ということで法律の改正がありました。それを受けて規則の改正なのですが、新旧対照表をご覧くださいと、新のほうで線が入っている「教育行政に関する相談に関すること」として1項目載せております。これについては、地教行法の改正で教育行政相談事務を行う職員を指定して、それらを公表するということですが、基本的に杉並区の場合には、教育相談に限らず区政一般、福祉の分野から様々な分野を1本化して、「区政相談課」という所を窓口にしてこれまでもやっております。

その中で、教育相談についてもその一環としてこれまで行ってきましたので、改めて今回教育相談を新設するということは屋上屋を重ねることになるので考えておりません。これまでの区政相談窓口を利用するということと併せてということですが、そうは言っても法律改正ですので、法律の運用解釈の中で新たに職を指定する場合、人を指定してやるやり方と、組織を指定してやるやり方と、どちらでも結構ですという解釈がありますので、教育相談窓口については教育委員会の庶務課庶務係が所掌するという扱いにいたします。庶務課庶務係の中に教育行政に関す

る相談に関する事ということ、処務規則のほうを改正し公表することを考えています。従来と変わりはないというのが基本です。

議案第3号、杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてですが、学校教育法の改正ということがあり、小中学校の出席停止制度について定めたものです。児童生徒を出席停止にすることができる要件ということで、明確に学校教育法で改正がありました。それを受けて、それぞれ区の管理運営に関する規則そのものの改正をするということです。これも新旧対照表があります。改正の中で、学校教育法そのものが、いわゆる他の児童生徒に傷害を与える、あるいは心身の苦痛を与える、財産上の損失を与える行為などといったようなことを繰り返し行うことで、他の児童生徒の教育に妨げがある場合に出席停止を命ずることができるとしたもので、いわば他の児童生徒の防御的な観点から出席停止というのが出されたわけです。

要件そのものが、先ほど申し上げたような他の児童生徒に傷害を与える、あるいは心身の苦痛を云々ということとか、出席停止を命ずる場合には保護者の意見を聴取する、あるいは理由や期間を記載した文書を交付しなければいけないこと、出席停止期間中の児童生徒の学習の支援などといったことを行うという点で改正がされたので、それに見合う形で管理運営に関する規則の一部を改正するということです。旧規則を見ていただくとわかると思いますが、非常に抽象的な表現で規則が定められておりました。今回、新のほうでは具体的な行為そのものも規定をし、いわば制限列挙的な規定をしてより具体的に出席停止処分についての規則の明確化を図ったものです。私からは以上です。

委員長 議案の3件それぞれについてご意見をお願いいたします。議案第1号からどうですか。

教育長 議案第2号では、従来からやっている教育行政に関する相談業務、区で言えば区政相談課、あるいは済美教育研究所での教育相談といった所でやっています。実質的には教育委員会事務局でも相談を受けています。そのことをやってはいるが、一応3項に教育行政に関する相談に関する事ということのを載せています。議案第1号にありました会議の公開も従来からやっているわけで、むしろ杉並区はいち早くやっているわけですが、それならば載せておいていいではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

庶務課長 上法と言いますか、上の法律ができたので、そこに規定されているものを規定したとしても無効になるということがあるので、規定する必要がないということです。

事務局次長 あっても頼めないということです。これに限らず、規約改正ということで上が改正になると、総数を変えなければならないのでものすごく大変になってくるのです。

教育長 杉並区は伝統的に会議の公開を進んで、他の自治体にさきがけてやっている区ですから、そのような意味では伝統的な条文でもあるので、何か削ることが些かもったいないような気もす

るのです。

事務局次長 議会でもそのような質問があったのですが、上に同じことでも盛り込んでおいたほうがいいと、それは事実上やるべきではないということがありました。

庶務課長 別にやっておいてもいい話なのですが、規則そのものについて、いわゆる他方で規定されているものについてはそれは入れないという規則の作り方をしていますので、それに則るということです。

大蔵委員 委員長が1からと言われたのですが、2も出ましたので3でもよろしいですか。

委員長 それでは第1号議案は承認ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第1号は原案どおり承認いたします。

引き続きまして第2号議案も承認ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第2号も原案どおり承認いたします。

第3号議案についてはいかがでしょうか。

大蔵委員 これは上部の法律の改正とは関係なく、具体化してわかりやすくしようということであるわけですね。

庶務課長 上部の法律に沿って規定をしたということです。全く同じ条文はありません。

大蔵委員 学校教育法一部改正で、このように書けということになったのですか。

教育長 これは学校教育法に沿って作ったものではありませんか。区が独自で作ったのではないですよ。

庶務課長 先ほどと少し矛盾するような説明をすることになり非常に辛いのですが、会議の公開の部分については、会議規則の中で、書き方としてはこのようになっています。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するものの他、この規則の定めるところによる」ということで、依って立つ所を地教行法1本に、教育委員会の会議規則に依って立っているということですので、地教行法に入っているものについてはそちらに委ねて、これらは使わないということです。

先ほどと矛盾するような説明になるのですが、学校教育法の定めの中であっても、杉並区の姿勢を表す、よりわかりやすく管理規則の中に出していくという点ですと、同じものを同じく使ったということになります。

大蔵委員 学校教育法の一部改正の中に、このように第19条の2のようなことが書いてあるわけですか。

庶務課長 そうです。

教育長 全く同じですか。

庶務課長 学校教育法と違うのは、学校教育法では例えば市町村の教育委員会はこの文章が入っていますので、それらは当然変わっています。その他の部分についてはちょっと読み上げてみますと、「他の児童に傷害・心身の苦痛または財産上の損失を与える行為」「職員に傷害または心身の苦痛を与える行為」「施設または設備を損壊する行為」「授業その他の教育活動の実施を妨げる行為」となっており、これらは全く同じです。その他、出席停止を命ずる場合という点でも「前項の規定により」という部分が変わってきますが後は基本的に同じ文章です。

次が変わってくるのですが、学校教育法では「出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定める」となっていますが、ここでは「前項に規定するものの他、手續に関しては別に定める」となっていますので、学校教育法で定められた部分との違いがここにあります。最後の所も最初の文章だけを除き、「市町村の教育委員会は」というのが学校教育法ですが、それ以降については全く同じ文章ということになります。

大蔵委員 次に掲げる行為云々というのは同じだということですか。第 19 条の 2 に「委員会は次に掲げる行為の 1 または 2 に」と書いてあるのは、市町村の教育委員会は次に掲げる、ということになっているのですか。

庶務課長 そうです。

大蔵委員 旧の規則のほうも、学校教育法の書き方と同じものですか。第 19 条の 1、2 となっていますが、2 を書き換えたわけですが、これは元々校長が性行不良であって云々というのは学校教育法の条文ですか。

庶務課長 いわゆる旧の部分でいきますと、学校教育法はここまで書いてなく、もっと包括的な書き方がなされています。「性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる」となっており、これまでのものについては、予め委員会の指示を受けとか、そういった文言が規則の中で入っておりました。学校教育法では「市町村の教育委員会は」となっていますが、そうではなく、学校管理規則の中では校長はどうするかというときに、教育委員会の指示を受けてやっていく、という所での違いがあります。考え方とすれば、包括的な規定の仕方は似たような規定ということになるかと思えます。

宮坂委員 実際上どうですか。立法上のいろいろ細かい話を聞くとよくわからなくなるのですが、実質的には従来とニュアンスも含めて変わらないのですか。考え方も同じということでもいいのですね。

庶務課長 従来と考え方は異なっていると思います。

大藏委員 異なっていると思います。前のほうは、校長はとにかく指示を受けてということでしたが、今度は校長が抜けているのです。ですから教育委員会が直接やるという感じです。もちろん校長に命令するのですが、校長が発議してやるという感じではありません。

宮坂委員 委員会は報告を受けるわけですね。

大藏委員 前は校長が指示を受けてやり、委員会に速やかに報告をするということだったのですが、今度は委員会がそのままやるのだからそうではないのです。

宮坂委員 実際の実務はわからないことになります。

事務局次長 手続については当然学校から報告を受けるわけです。

教育長 前は、出席停止の主語は校長ですよ。

大藏委員 そうです。

教育長 今度「委員会は」になるのですね。

大藏委員 委員会です。

教育長 ものすごく違いますね。

大藏委員 相当違うと思います。

指導室長 そのことに伴って、当然、学校の日常はどのような状態かということは、校長から教育委員会と協議が必ず入ります。協議を受けることによって、出席停止に類する形という経過をとるという状況になったときには、やはり事実の調査が入ります。これは当然教育委員会が主体的に調査を行うものであります。それに伴って、聴取の形の中では学校からも状況を聞き、意見も聞き、保護者からも意見を聞き、該当の生徒からも話を聞き、最終的には教育委員会が保護者の同意はなくても出席停止を命ずることができるという流れです。

大藏委員 学校教育法の改正によって上部の法律が変わったわけですからやらなければならないというのはわかりますが、しかしそれぞれいま学校に力を付けて、校長先生の学校経営能力の強化をしてやってもらおうとしているわけです。そのときに、いちばんの所に「校長は」というのがなくなってしまうというのは、法律が変わったと言えは仕方がないと思いますが、私は反対です。やはり校長がまず第1に学校のことを把握して、こうしたほうがいいと思いますということで教育委員会と相談する、教育委員会も最終的責任は教育委員会が持つとして、そうしましょうとか、こうなさいとかということはあるとしても、校長が出てこないのは私はよくないのではないかと思うのです。学校選択制にしても何にしる、やはりある意味ではすべて校長に頑張ってもらおうとしているわけですよ。事務局に文句を言っても仕方がないことですが、私は趣旨としてはちょっと違うのではないかという感じがします。

指導室長 確かに校長が主体性を持ちながら学校運営をやるという方向性の中で、いま委員が指摘

された趣旨は非常に重要な考えだと私どもも考えます。出席停止そのものが非常に重みのあるものですから、やはり校長も重みを持ちながら生活指導、児童生徒を指導しなければいけないという意味で、補管するということから別途定めるという所では要綱ということできちんと定め、校長との協議ということ考えています。また起案の案の段階ですが、次のように考えております。校長との協議ということで第4条において、「校長は児童または生徒が規則第19条の第1項に規定する行為を行い、日常的な指導では学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、該当児童または生徒の出席停止について教育委員会と協議するものとする」ということで、ここではきちんと校長がしっかり判断してくださいということを一応出しています。

大蔵委員 しかし、それは規則から実務レベルのところへだんだん落ちていっているということで、位からすれば下のほうへ規定されるわけです。私はこの考え方には基本的には不満です。上のほうが変わったと言うのですから、それが通るのかどうかは私はよくわかりませんけど。

教育長 法律はなぜ教育委員会にしたのか、その経過についてはご存じですか。どこかの西の方の地域でしたでしょうか、昨年度か一昨年度か、学校長が出席停止をしました。ある種の英断であるという評価などいろいろな評価がありましたが、この法改正はあのようなことに対する何か兼ね合いがあるのではないですか。

指導室長 確かに本区においての出席停止という事例は、私が杉並区に赴任してからはありません。正しいデータかどうかデータの背景はないのですが、全国的に見ても出席停止という例は本当に少ないということです。一応出席停止というものは、児童生徒に及ぼす影響は非常に大きいものがあるということについては、客観的に正しくそのことが適用されなくてはいけないということで、やはり教育委員会というものが入って学校ときちんとやるのだという趣旨が今回のものではないかなと私は感じております。

大蔵委員 教育長から話があった出席停止をしたその校長にすれば、職を賭してやったのだと思うのです。もちろん教育委員会と全く相談しなかったとは思いますが、しかしそれをやるには校長は腹をくくったと思うわけです。これからはそのようなことが必要なのではないかと思います。

庶務課長 説明になるかどうかわかりませんが、前回の規定の中でも校長が教育委員会と、言ってみれば教育委員会の指示を得てやるとなっていますし、緊急の場合、教育委員会の指示を待っていたのでは駄目だという場合もありますから、この場合は校長が先に処分をしておいて、その後に教育委員会に報告するという扱いになっていますので、規定の仕方でもどこにどう置くかという問題はあるかと思うのですが、要綱の中でさらにこの部分をより具体的に書いていかなければと思うわけです。

例えば今回の規則の中でも、委員会という主語になっていますので、校長が抜けてしまうと

というのは実際に学校の現場からそういったことはあり得ない話であります。そのような所を要綱の中できちんと手続的なものをしておくということが必要になってくると思われま

教育長 これを読むと、保護者の意見は聞かなければいけないが、校長の意見をということはないのですよね。

大藏委員 ここにはありません。「校長は職員（校長を含む）に傷害または心身の苦痛を与える行為があったとき」ということで、校長は被害者としてしかここに出てこないのです。

庶務課長 出席停止の処分をするときに事実調査をどう行うかというときに、当該学校の校長が現状を把握し、このような処分が必要であるということを教育委員会に出すという手続になるかと思うのですが、当然それらを裏付けるということもやっておかなければいけない話です。少なくとも教育委員会自体が校長の裏付けの調査をしっかりとしていかなければいけない、ある意味では不利益処分で非常に大きな話ですので、権利そのものもある点では守っていかなければならないわけですから、そういったところでやっていくということになるかと思

宮坂委員 私も基本的には校長に権限と責任を与えていくという方向に持っていくのが正しいのではないかと思います。法律の問題もありますし、運用の面で妥協ではありませんが、このような表現になったと、実質的には校長に責任を負ってもらうという考え方でいいのではないかと思います。

教育長 いま時代の流れは大藏委員が言われていましたが、やはり現場、学校長に権限と責任がいちばん求められているときなので、そのような意味では、学校長が自信を持ってやれるように逆に教育委員会が支援をしていく、安心していろいろな意思決定ができるということではないのかなと私も思

大藏委員 本当ならばこの改正、新旧対照表の他にもう1つ要綱の案というのが一緒に出てくればわかりやすいですが、要綱がなくてこれだけだと私は納得をしないという考え方です。

庶務課長 再度の話になってしまうかもしれませんが、出席停止の部分について学校教育法の改正があったというときに、具体的には要件を明確化しなければいけないというのが1つ、保護者からの意見聴取や文書の交付をしなければならない、学習支援の措置なども教育委員会が行わなければならないということがありますので、それらについて教育委員会としての責任の部分を規則の中で盛り込むということは、今回の改正の中で必要なことだろうと思

います。いま委員から話がありました当事者としての校長がどうするか、ということも当然大きな話ですので、これらについては規則の中で大きな要件などを明確にしていくということで今回規則の改正を行っていますので、これを受けて要綱の中で校長のすべきことをより明確にする必要があると思

います。例えば前回の中にあつたような教育委員会との協議などを入れ込んだ要綱を作っていく必要がある

かと思えます。

事務局次長 これは非常に大きな問題なのです。実は旧学校教育法も教育委員会の権限ということになっていたのです。それを受けて、第 19 条の第 2 項を規定しているのです。しかしこの第 19 条の第 2 項をよく見ると、教育委員会の指示を受けてということで、実質上の教育委員会の権限にしているわけです。

大蔵委員 権限はそうです。しかし校長という名前がここに書いてあり、非常に重みがあるものです。

事務局次長 今回の法律の立法の趣旨は、いろいろな権限を剥脱するとか強制的にやるというような包括的な規定は個人の保護という観点からまずいということがあるのです。制限列挙ということで庶務課長は言いましたが、包括的な権限を校長に与えるのはまずい、やはり規定した中でそれを運用するのだというのが立法の趣旨だと思うのです。今回の校長か教育委員会かという問題はもちろんあるのですが、法律改正の趣旨はこれに基づいて運用するというのを、包割的に校長や教育委員会に権限を与えないというような目的の改正だろうと思います。

大蔵委員 これも包割的に校長に権限を与えているわけではないと思います。元の第 19 条にしても、教育委員会は基本的に権限を。

事務局次長 同じように教育委員会なのです。今回も教育委員会なのです。その点では変わっていないのです。変わっているのは具体的な形を書き込んである、制限列挙してあるというのが今回の改正の趣旨だろうと思います。

大蔵委員 これ以上やっても仕方がないですが、教育長が先ほど言われた、問題を起こした少年を校長が出席停止にして学校にこさせないようにしたということは非常に話題になり、この校長はテレビに出たりものを書いたりしました。その反響があって、もしかすると文部科学省としては、そんな出過ぎたことをするなどと言って変えたのではないかと私は邪推するわけです。私は何となく逆行しているのではないかと、従来の趣旨は同じかもしれませんが、校長は指示を受けて速やかに報告しなければならない、基本的には教育委員会の権限だと書いてあるのだから、それをわざわざ書き直さなくてもいいのではないかと、というのが私の主張です。

それについて事務局のほうでも、確かに具体性に欠けているし、いろいろな問題があると言われていましたが、役所でもそうですが、だんだん法律から政令が出て、規則があり、施行細則のようなものが出てくる、下になればなるほど基本的には弱くなるわけです。私は要綱では不満です。要綱の中に具体的にはこのように取り扱われますということが出てくれば非常に簡単なのですが、その要綱はまだ出てきていない。指導室長からこのようなことを考えているという話がありましたが、具体的な形ではまだ出ていないということに対しては私は不満を持っています。し

かし、いままでの全部の流れからすると、上の法律が変わると書き換えなければならないようなことがずっとありますから、それからすると私がここでいろいろなことを言っても螻蛄の斧であって実効はないでしょうから仕方がないとは思いますが、このことは是非記録に留めておいていただきたいと思います。

教育長 上位の法律改正があったということなので、規則改正もせざるを得ないかなと。ここで突っ張って法律に書いてあることを変えるというわけにもいかないだろうとは思いますが、私も大蔵委員同様で、要綱を速やかにご提示いただき、趣旨も踏まえて規定の整備をお願いしたいと思います。議案の説明をお願いいたします。

委員長 大蔵委員の意見は記録に留めるということで、議案第3号を承認してよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

それでは、議案第3号は原案どおり承認いたします。

次に第4号議案「杉並区立学校校外施設の廃止について」、第5号議案「杉並区立社会教育センター審議会の廃止について」の2件を審議いただきます。

学務課長 議案第4号、杉並区立学校校外施設の廃止について説明いたします。議案本文を読み上げさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。「1.廃止する施設、杉並区立菅平学園(長野県小県郡真田町大字長字十ノ原 1,278 番地)。廃止時期、平成 15 年 3 月 31 日予定。提案理由、「スマートすぎなみ計画」に基づき、区立学校校外施設の在り方の見直しを行い、施設の老朽化や今後の利用見通し等により当該施設を廃止する必要がある。」

次にこの議案の説明資料をお配りしてありますので、そちらの資料に沿って補足説明をいたします。提案理由にありますとおり、菅平学園については移動教室への対応など検討した上で、平成 14 年度いっぱいまで廃止することが「スマートすぎなみ計画」において計画化されておりました。今般この計画に基づき、校外施設菅平学園を廃止するものであります。廃止する理由ですが、大きく分けて施設の老朽化並びに今後の施設利用拡大の限界ということが言えるかと思いますが、具体的には資料記載のとおり、(1)から(4)までの理由です。

1 番目が施設の老朽化ということで、今後配管等大規模修繕などが継続して運営すれば必要になるわけですが、そういったコストの負担が非常に大きいということ、一方、(2)(3)で記載しているとおり、移動教室の利用者数の減少並びにレジャーの多様化、あるいは長期不況の中で目的外の一般区民の利用も年々減少しているということで、今後は大幅な利用者数の向上ということも期待できない状況にあります。また、施設の老朽化ということもありますが、先般審議いただきました「富士学園」「弓ヶ浜学園」と同様の民営化も、以上のような理由から非常に困難ということで今回廃止することに至ったものです。

廃止後の移動教室の実施については、平成 14 年度については菅平学園は 1 年間引き続いて運営されますので、菅平学園を利用した移動教室で実施していきます。廃止される平成 15 年度以降については、当面菅平高原周辺の民間ホテルを利用して、現行どおり中学校 2 年生を対象とした移動教室を数年間実施する方向で地元と調整しております。方針作りに関しては、中学校長会とも鋭意協議を重ねているところでして、新たな平成 15 年度以降の実施方針については、3 月の教育委員会において改めてお諮りし報告させていただく予定です。

廃止時期についてですが、菅平学園については早稲田大学を売却先にして、現在売買の話し合いを進めているところですが、一応その話し合いの過程では、本契約を議会の議決をいただいた後取り交わし、引き渡しは平成 15 年 3 月末ということで進めていますので、廃止時期も平成 15 年 3 月 31 日ということになります。今後の手続ですが、今日、校外施設の廃止の議案について議決していただいた後、「校外施設条例」の廃止、並びに関連条例として「区立学校の施設等の使用料条例」あるいは「行政財産の使用料条例」などの一部を改正する必要がありますので、区長への作成依頼の手続、並びに今後議会等への提案などの作業を進めていく予定です。

廃止条例後、当然教育財産から普通財産への切替え、区長部局への引継などの事務的な手続も行われるものです。その他としては、今般の菅平学園を合わせて校外施設がすべて廃止あるいは民営化ということになりますが、民営化されて残った 2 施設についての団体利用については、今後一般区民と同様の取り扱い、民営化後は通常区内在住の区民は 1 人 1 泊 2,000 円の補助を基本に対応していく予定ですが、それと同様の取り扱いにさせていただく予定です。資料として 3 点、「施設概要」並びに資料 2 として「過去 3 年の歳入・歳出の概要」また資料 3 として、過去 10 年の目的外利用の利用状況の推移をグラフにしたものですので参考にさせていただければと思います。以上です。

安本委員 たしか私の記憶では、菅平学園が民間に売られてしまうというときに、もうスキー教室はなくなってしまわないかという噂が流れたようなのです。そのときにスキー教室をなくすことは絶対にないと私は伺った記憶があるのですが、ここには移動教室は数年間実施する方向でと書いてあります。これはどのような意味でしょうか。要するに、なくす方向も考えてということですか、それともこの形態では数年間やるが、例えば菅平でない所でやるということを考えているということなのですか。

学務課長 こちらに記載してある平成 15 年度以降の対応ですが、地元真田町から、引き続き移動教室を是非菅平で実施してほしいという要望も教育委員会のほうに寄せられています。また長年地元との交流という経過もありますので、当面は菅平のほうで移動教室を実施しながら、やはり移動教室の充実、あるいは特色ある教育活動という方向性が求められている中で、直営の施設を利

用した移動教室から民間ホテルを利用した移動教室へということになりますので、当然財政的な支出のフレームも大きく変わってきます。その辺の見通しも付けながら、当面何年か利用した後、各学校が保護者などとの理解を得ながら別の施設、移動教室の内容で各学校ごとに実施するというようなことも検討していきたい、という趣旨がこの(2)の記述です。

安本委員 それは、この中学の移動教室だけに関してですか。

学務課長 現在やっています移動教室についての対応です。

安本委員 現在とは。ごめんなさい、よく意味がわからないのです。

学務課長 中学校の移動教室ということです。

事務局次長 あまり詳細に言うとややこしくなるのです。そういうことなのですが、とりあえず当面、そのスキー教室を実施するというのは、学校がそれをやめたと言わないかぎりはそのまま実施する、というように考えておいていいと思うのです。

場所についても、いまは過去の経緯がありますから菅平でやりますが、今後はそのほかの所も選択の可能性が出てくると、そういう理解でよろしいのではないかと思います。

安本委員 そうすると、スキーではなくてもいいというお考えですか。

事務局次長 それはそうです、これから先は。

安本委員 そうすると逆に、小学校の場合は富士学園が弓ヶ浜しか使ってはいけなと。要するに例えば、ほかの所で移動教室をやってもいいかという質問が出たと思うのですが、それは駄目だと。では、中学のスキーだけはスキーでなくても、例えば富士学園に行くことも大きい意味では考えに入る、ほかの場所でのスキー教室でも結構。そういう柔軟性というものは将来、中学では持たれるということですか。小学校に関してはそれはない。

学務課長 小学校の5年生、6年生の富士学園、弓ヶ浜学園は民営化ということで4月から再スタートし、いま移動教室利用を最優先にして運営していただくということで民間に経営を委ねるわけです。引き続き、区の所有する土地、建物の経営を民間に委ねるということで、一般のホテル専用の建物の施設の構造とか設備になっておりませんので、やはり集団利用を基本にした施設ということで、今回、プロポーザル方式で民間から事業者を募ったわけですが、移動教室利用をコアにして施設を広く利用者の方を呼んで採算を得ていくということになりますと、やはり事業者からしてある程度小学校の移動教室利用が引き続き続くという前提での収支計画を立てておりますので、そういったことも考え併せますと、できるだけより快適な教室としてお泊りいただくということを基本にしながらこの富士と弓ヶ浜を引き続き使っていただく、という方針で今後も対応してまいりたいと考えています。

委員長 よろしいですか。

安本委員 いま、アクションプランなどをいろいろ読んでいますと、生涯教育というか生涯学習というのでいろいろな所で、これからもっと学ぶ方向で子供たちも大人もそういうふうにしていこうという考え方であって。この菅平というのは、例えばスキーだけではなくてサッカーとか野球の合宿。体育館もあるということで大変に夏休みなどは、本当に普通の人でも日にち予定が取れないくじ引きの状態になるようにも聞いているのです。そうすると、杉並区はこれからそういうふうな方向で考えていくにもかかわらず、そういう杉並区民がいつでも使えるそういう施設というものがどんどんなくなってしまうというのは、私はちょっと不安に思うのです。これでもうないわけですね、広い所でボールを蹴ったり野球をしたり体育館で何かをしたり、みんなで集まってやるという所が。やはり何か言っていることと、私は、もう少し何か考え方がなかったかなという気がするのです。

事務局次長 これは菅平だけでなく、富士学園と弓ヶ浜の民営化も同じ考え方なのです。区で専用施設を持って運営しながら区民の利用に供するということは大変コストの高い話で、それはもうやっていられないと。今回、民営化するというのは、区の財産を売ってしまうということはなかなか決断の要る話で、いかに安い経費で区民の利用に供することができるか、ということ考えた結果なのです。

そこでその2,000円の補助というのは、民間の施設と同じような扱いになっても2,000円の補助は出そうという形で、それがあ意味では利用しやすいという区の政策だと考えていただきたいと思うのです。

委員長 よろしいですか。何回も、いままでの例ですが、そういう機能というものと施設を持つというのは別問題ですが、機能を重視させるから民営化というのは、それはそれで別に考えなければなりませんので、重視された政策というのは当然取るべきだと思っています。

では、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第4号は原案どおり承認いたします。

次に、議案第5号の説明をお願いいたします。

社会教育センター所長 それでは、議案第5号を説明いたします。「杉並区立社会教育センター審議会の廃止について」です。次の頁をご覧ください。

まず、廃止する附属機関の名称ですが、「杉並区立社会教育センター審議会」です。廃止時期が平成14年3月31日です。提案理由、「審議会のあり方についての見直しに伴い、当概審議회를廃止する必要がある」。

昨年12月12日に当委員会に報告のあと、12月20日に社会教育センター審議会に報告、12月

21日に、社会教育委員の会議にそれぞれ報告をしております。本日、ご議決をいただければ、改正条例提案という形に持っていきたいと思っています。以上です。

教育長 審議会の報告で何か、あるいは社会協議委員の会議の報告で何かリアクションと言いますか、委員の方々からのお話、ご質問はありましたか。

社会教育センター所長 概ねご賛同を得ておりますが、この審議会がなくなれば私どもの社会教育センターのいわゆる意向と言いますか、そういったものが上がっていかなくなるのではないかと、というふうな危惧が若干出ました。以上です。

委員長 その点でもリフレッシュした姿でそういう提案なり出てくるわけですね。

社会教育センター所長 新しい社会教育事業を振興する組織を年度内に立ち上げていきたい、その準備を進めております。

委員長 それでは第5号議案は承認ということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第5号は原案どおり承認いたします。

では、最後に報告事項に移らせていただきます。最初に学校運営課長から2件、学務課長から2件、社会教育スポーツ課長から2件、計6件になりますが、それぞれよろしくお願ひします。

学校運営課長 「四宮教職員住宅の廃止について」と「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の整備について」ということで、2件ご報告させていただきます。

まず、第1点の「四宮教職員住宅の廃止について」です。現在、杉並区の教育委員会が管理しております教職員住宅が、四宮教職員住宅と荻窪教職員住宅の2カ所あります。このうち四宮教職員住宅について、平成14年度末をもって廃止することといたしましたので、ご報告させていただきます。経緯につきましては、配付しました資料に書いてあるとおりですので、ご覧になっていただきたいと思ひます。また、参考資料として四宮教職員住宅及び荻窪教職員住宅のそれぞれの仕様を添付しておりますので、こちらについても、ご覧いただきたいと思ひます。

2点目の「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の整備について」です。これにつきましては、お手元に配付いたしました資料をかい摘んで申し上げます。

これまでは、公立学校の学校医、学校歯科医、及び学校薬剤師の公務災害補償に関する国の法律がありまして、こちらのほうで各都道府県の条例でこれらの学校の学校医等の公務災害補償については定めるという規定がありました。これは、地方分権の一環で各市区町村に下ろされたということがあります。これを受けて東京都の条例で該当の区立学校の学校医等の公務災害補償に

関する条例の規定がその部分が削除されましたので、区の条例でその部分を新たに制定して盛り込む、という立法の条例改正の問題です。

当該条例の制定の時期ですが、平成 14 年の 2 月に開会されます第 1 回の区議会定例会に提案させていただき予定ですが、条例案を議会に提案するに当たりまして区長からの意見聴取がありますので、意見聴取を受けまして別途、教育委員会にお諮りさせていただき予定にしております。以上です。

学務課長 私から、2 件ご報告いたします。1 件目は、「新 1 年生の就学通知発送について」です。いま 1 月 10 日付での発送の準備を進めているところでして、まだ数字が固まっていませんので、対象児童生徒数等の細かな数字については、次回の委員会で正式にご報告させていただきます。例年どおり来年度、平成 14 年度入学予定の新 1 年生の保護者宛に入学期日、あるいは就学すべき学校等を盛り込んだ就学通知書を、1 月 10 日付で発送する予定です。小学校は 3,000、中学校はおよそ 3,300 ほどを予定しているところです。

今回の就学通知からは、往復葉書方式としまして、返信用に進路状況調べを保護者の方から送付してもらうような方法に変更しております。これはとりわけ新 1 年生、学級編成、学級数の算定がきわめて重要になりますので、各お子様の人数をより正確に把握する必要からこういった調査を保護者の方をお願いする予定です。

また先般実施しました学校希望制度につきましても、次年度以降の制度運用の改善につなげるために学校希望を出された保護者を対象にアンケート調査の用紙も同封して、今月いっぱい締切りということで無記名方式をお願いする予定です。就学通知発送後につきましては、特段の事情がある場合は従来どおり法例等に基づく指定校変更、あるいは区域外就学のご相談に対応する予定です。

2 件目、「学校給食における B S E 対策の取組みについて」ということです。これは、お手元に資料をお配りしております。

いわゆる狂牛病につきましては、先月 12 日の当委員会におきましても、これまでの対応経過と今後の取組みにつきまして、経過のご報告をいたしました。

その後、P T A、保護者の皆様へのご説明、あるいは国の安全対策の進展等々を踏まえまして、今回、学校給食におきまして牛肉等の使用ついて、再開することといたしました。資料をご覧ください。これまでの主な安全対策です。12 月に入りましてさらに動きのあった点が（3）解体方法の改善ということです。

従来、食肉牛は背割りによる解体をやっておりますが、解体前に吸引装置を使ってプリオンの溜まりやすい脊髄部分を除去することが新たに義務づけられるという動きがありました。

また、5番目の「流通管理体制の整備」です。牛の経歴を一元的に管理するために、すべての牛に番号を付けるという総背番号制の制度を今年度中に完成すべく、12月からスタートしたという新たな動きがあります。こうした動きを踏まえて、基本的に市場に流通する食用の牛肉についての安全性は十分確保された、という判断があります。

また、2番目に、「教育委員会からの保護者・PTA役員等の皆様方への対応」です。11月から12月にかけて小学学校は延べ3回、中学校は延べ2回にわたってこの狂牛病問題についての対応等のご説明、あるいは資料の配付をしていたところです。12月の中旬の段階での説明会では、一定程度ご理解が進んだというふうな判断を持っております。また、より一層狂牛病問題へのご理解を深めていただくために、資料1として付けておりますが、記載のようなQ&Aを今日付で各学校を通じてすべての小・中の保護者の皆様にお配りして、この問題へのご理解を深めていただくような努力をしまっている考えです。その他、国からの狂牛病関係の情報提供等もしてまいったところです。

3番目、「今後の対応」という部分です。明日、校長会が予定されておりました、校長会のほうに資料2の「牛肉等の使用再開について」の通知を学校長宛に明日付でお送りする予定です。併せて、保護者の皆様への牛肉使用の再開についてのご理解を深めていただくために1月15日、週明けの火曜日にやはり各学校、子供さんを通じてこの再開についてのお知らせを、資料3ですが、全保護者の皆様にお送りして、この牛肉使用再開に対するご理解を賜るよう対応する予定です。

なお、参考までに、他の22区の学校給食での使用再開の状況です。資料記載のとおり、1月8日時点で現在までに、12区が牛肉使用の再開をしております。以上で私からのご説明を終わらせていただきます。

社会教育スポーツ課長 私から、5番、6番につきましてご報告申し上げます。まず、「12月分の共催・後援等名義使用承認一覧について」です。

12月は25件ありまして、定例が23件、新規が2件です。新規につきましては、1ページの1、4がありました。1につきましては、事業名が講演会で、「いま世界を考える、イスラムの女性と私たち」というようなテーマで、西荻区民センターで行われました。4につきましては上井草青少年育成委員会からも映画「DRUG」、これは私どもがビデオとフィルムを持っているものでして、これの上映の承認です。

もう1点が後援名義使用承認取消し、1件というのがあります。これは、月分として11月になっていますが、10月分です。10月分の4、事業名が「ワルシャワ少年合唱団クリスマスチャリティーコンサート」、12月14日に杉並公会堂におきまして開催されたものです。取消理由は、そこに記載のように主催者の関係団体、これはこの催し物のマネジメントをやっている会社がそこ

に記載のような「社会的に問題とする団体が含まれていたため」というふうな理由で取り消したものです。これは、教育委員会だけではなくて、区長部局と文化交流協会でも一緒に取り消しているものです。

最後に、12月16日に行われました「杉並区中学校対抗駅伝大会21」の結果です。教育委員さんにもおいでいただいたものですが、晴天に恵まれまして、盛大にできたと思っております。参加チームにつきましては、記載のように25校、男子25チーム、女子22チームで、選手が約341名でした。

昨年、平成12年度は21校、区立18、私立3の学校で、チーム数は、昨年は原則2校を認めていたものですから男子が31、女子が30チームでしたが、今年は原則1になりましたのでチーム数は減っておりますが、学校数は増えたということです。

裏面は成績です。団体・学校ごとの成績と、区間賞（男子・女子）ということです。男子につきましては、タイムが昨年より2分30秒ほど短縮されております。女子は、若干、遅くなったというふうな結果です。以上です。

委員長 ありがとうございます。報告事項についてご報告賜りました。最初に、「四宮教職員住宅の廃止について」ということで、いかがでしょうか。よろしいですか。

2番目に、「杉並区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の整備について」ということで、都の条例の廃止に伴う本区での条例整備に伴う説明でした。また詳しく教育委員会に出てくると思います。

では3番目に、「新1年生の就学通知発送について」ですが、質問等がありますか。

では4番目に、「学校給食におけるBSE対策の取組みについて」です。

安本委員 具体的には、3月の標準献立からもう牛肉はのるということですか。

学務課長 標準献立はいま2月まで作成されておりますので、3月の作成会では、牛肉も取り入れた標準献立の作成に入る予定です。

教育長 たしか昨年の11月ごろでしたか、小学校のPTA協議会から慎重に取り扱ってほしいと、心情的なものもあるんですよというお話があったのですが、今回再開するに当たって事前にお話をしたのかどうかということと、何か向こうからのご意見があったかどうかということです。

学務課長 11月に私のほうでの小P協の説明の際に、再開する方向でのスタンスでお話しました。その際、いつぐらいの時期をお考えなのかというふうなご質問があって、できるだけ早くというふうなお話をした経過もあって、まだまだ心配だという声が多く役員の方であって、いま教育長がおっしゃった要望書と言いますか、出されたというふうに私、受けとめております。

その後、12月に入りまして再度、同じ役員の皆様方とのお話合いの場にお邪魔しまして、新た

めて教育委員会のほうの取組み方、あるいはその後の国の動き、あるいは区独自のシステムづくりの取り組み状況等を細かくご説明し十分、完全にご理解いただけたということはもちろんないかとは思いますが、11月段階よりは一定程度理解は深めていただけたのではないかと、というような私なりの感触を持っておりました。

その後、12月、いろいろ、先ほどもご説明申し上げたような国の安全対策のさらなる手立てが講じられているという状況、あるいは区独自の安心システムの動き、こういったことを踏まえて今回、再開ということの方針としてお示ししたものです。事前に会長さんのほうにはお話をさせていただきましたが、特にご理解いただけたと考えております。

委員長 ありがとうございます。

安本委員 小P協の会長にお話になったのですか。再開するということ、こういう方向でいきますというお話を。

学務課長 今日の朝ですが、今回の教育委員会で報告案件としていままでご説明したこの狂牛病の関係で使用を再開させていただく、というようなお話を事前にさせていただいたところです。

安本委員 そうすると、いままで学代とか運営委員会とか数々、ここに書いてある「PTA役員等への対応について」と役員とおっしゃるのですが、これは役員ではないと私は思うのです。PTAは、45校の代表ですから、45に全部いるということですから。そこはもうご説明にはならない、会長で、そこでもう終わりになります。

事務局次長 今回、教育長からもお話が入りましたように、申入れもいただいております。それから、いろいろな慎重にという声も、メールとか要望書でもいただいております。

ただ、区全体の判断としてこれは最終的にはこういった扱いをさせていただいたということで、会長にお話したということも了解を取ったということではなくて、こういうふうな形でやらせていただくと、その話をさせていただいたということです。これは教育委員会の責任で実施する、ということです。

安本委員 牛肉を使う、使わないというのは、それ自体のことは杉並区の判断ですからいいと思います。しかしちょっと、学務課長のお話を伺っていると理解が得られたというふうにおっしゃるので私は、ちょっと引かかってしまうのです。それは杉並区の判断だからそういうふうになりますということで私は、それはそれでいいと思います。あとは学校の判断、校長先生のご判断、栄養士のご判断になりますし、そこはあとは学校の問題になります。

しかしもう少し私の感触というか、私も普通の母親ですし、家庭を守っていますから、食事に関して守っていますから、そういう観点からいくとどうしても理解したとは、思えないのです。私は、一般的に思ってもこれだけの資料で、はあ、なるほど安全なんだな、とは全然思っていま

せん。

だから理解されたとか、ある一定のという、それはちょっと違うような気がします。だから今後、やはり学務課とのお付き合いがいちばん多くなると思うのですが、そういうときにもそういうふうにお話をなさる、理解されたというふうに学務課長はお思いになるのかもしれないけれども、一般的にはやはりまだまだというところが多いと思うので。そのところは、できるだけ努力をしていただきたいとは思っていまお話をしているのだけれども、そういうふうな方向で了解を得られた、得られないという、小P協の会長に言ったから了解を得られているのではなくて、前提としてわかってもらうという努力をもう少ししていただけたら、みんなはそんなに頭が固くはないのでわかるのではないかと私は思うのです。

学務課長 どうもありがとうございました。改めて私のほうから、訂正させていただきます。

いま次長からも申し上げたとおり、情報提供を会長さんにさせていただいたということですので、よろしく願いしたいと思います。

それと、理解が得られたということではもちろん、私も申し上げたのですが一定程度の理解が11月段階で、12月の説明で行って進んだという認識を申し上げたことです。今回の再開に当たっても全保護者の皆様へのQ & Aの作成、そして配付というような取り組みをしまりますので、そういった中で、今後もこの問題に対する正確な情報提供をしながら対応してまいりたい、と考えています。

安本委員 この問題だけではないと思います。これからももっとたくさんあると思うのでどんどん話はさせていただいて、情報をどんどん出していただくというほうがもっとよりスムーズにお互いにうまくいくのではないかと、という気が私はいたしましたので申し上げました。

委員長 よろしいですか。一度安心感というのが薄れると、それを取り戻すのがものすごく大変で、心理的なものが働きますから、科学的なものだと安全度が計れるのですが、安心というのはわからないのです。だからいずれにしてもいま言った危惧というのはずっとつきまとうのです。事務局は、その辺をよく周知されてずっとこれから対応していかなければいけないという、そういう宿命にあるのです、この問題については。双方とも言い分あるし、理解を得ながら信じていくというしか手が無いのですね、この方策については。よろしくをお願いします。

それから、教育委員会後援名義の使用承認についていかがでしょうか。

大蔵委員 名義使用承認取消しというのがありますが、何か「好ましからざる」ではない、何と書いてありましたか。問題のある団体ですか。ということだと書いてありますが、これだけでよくわかりませんが、共催だったのか後援だったのかもよくわかりませんが。いずれにせよ、その申請のときにそれはもう明記してあったのか、それともそれは隠れていたのか、あとから発見して

気がついて取り消したのか。それはどういうことですか。

社会教育スポーツ課長 これは、申請の段階ではわかりませんでした。あとでいろいろな情報によってそのようなことを把握して調査したところ、先ほども言いましたように、マネジメントをする音楽事務所が関係しているのではないかと思われた、ということで取り消したものです。

大蔵委員 それでは、申請するときにそういう細かいいろいろな、どういう所に関係していますというの、もともと書かなくてもいいようになっているのですね。

社会教育スポーツ課長 いいえ。当然、主催者等は申請に書かれますが、どういう会社がマネジメントをやるかというふうなことは申請には書かれておりませんので、それがわからなかったということです。

宮坂委員 差し支えなければ、社会的に問題のある団体というのは、まずいですか。

大蔵委員 この場合は12月の初めですから、11日か何かに取り消して14日に行われたわけですから間に合ったわけですが、事後に取り消した、ということもあるのですか。

社会教育スポーツ課長 私が担当して3年近くになりますが、取り消した例はいままでは、私が記憶している範囲では、ありません。事後もありません。事前もありません。

大蔵委員 控えはあるのですね。もう書き込んであって。だから、おそらく消せないわけですね。

事務局次長 広報にも掲載されたものでした。

大蔵委員 そういう恐れがあるとすれば、主催者が申請をするときに実質的にどうするかということも。これからは、もう少し書かせたほうがいいのではないですか。

社会教育スポーツ課長 この辺はなかなか、そこまでというのは難しい面があります。なるべく面接をして、どういう内容かということは聞く中でその辺は把握していきたいと思っています。

委員長 では、よろしくお願いします。最後に、杉並区中学校対抗駅伝大会21の結果報告について、皆さんご覧になりましたか。

大蔵委員 何かもうちょっと盛り上げるような方法があるといい、という印象でした。

社会教育スポーツ課長 ちょっと言わせていただきます。私は、他区から来た先生に直接ご意見をいただきましたが、ほかの区ではやらないようになり杉並はお金をかけて派手にやっているというふうなご意見もありましたので、決してそのようなことはない、と私は思っているのですが。

大蔵委員 最初、スピーカーなどは全然聞こえなくて、非常に準備が悪いという印象です。

社会教育スポーツ課長 あれは仕様書のとおり履行されなかったもので、私どもは、業者にはきつく注意を申し上げたところです。

教育長 しかし、事前チェックがもっと欲しかったです。非常に残念です。

大蔵委員 非常によくなかったです。

安本委員 教育長は、盛り上がっていたではないですか。

教育長 それは、盛り上げなければしょうがないでしょう。

安本委員 私は偉いなと思いました、皆さんがいらっしゃっていて。お手伝いも青少年の方とかも皆さん協力なさっていたし。

教育長 関係者の方は、あの寒い中、よくご協力をいただき頑張っていたと思います。

安本委員 マイクぐらいちょっとお目こぼししたくなります。

教育長 そうですか。来年度に向けて、よろしくをお願いします。

委員長 では、平成 14 年第 1 回の定例会を終わります。どうもありがとうございました。